

早期計画促す意図

新沖縄2法成立

復帰40年の節目

「法律の条文を原が一つ一つ書き込み、積み上げていった」(県幹部)。

A4判18冊から成る「駐留軍用地跡地利用推進法(仮称)要綱草案」。2年前から県企画部が構想を温め、米軍基地の返還が想定される宜野湾市など11市町村でつくる連絡調整会議での議論や、各地主会の意見聴取を経て、昨年6月政府に提出した。タイトルは「要綱」だがほぼ法律の条文に近い。旧法の「米軍用地の返還に伴う特別措置法(軍転法)」は、県選出国会議員を中心とする

跡地利用

(6)

議員立法で提案された。政府が米軍基地の跡地に消極的で、「できるだけ正確に県の要望を伝えるためにも必要」(同幹部)との判断からだ。

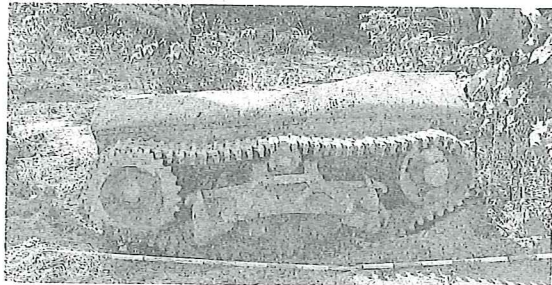
新たな「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(跡地法)」には、初めて国の責任を含む基本理念が追加されたが、これは、県案の「基地提供義務と対をなす国の責務」との考えが反映された。

「返還して有効利用することで雇用効果や財政効果が生まれる。ハンビーは税収が80倍、美浜も20倍以上の税収。基地があるから栄えるわけではない」

3月26日の参院沖縄北方委

員会。委員から、沖縄が基地に経済的に頼っているとする見解への認識を問われた野国昌春北谷町長は、強く反論した。

一方で、野国町長は200



3年に返還されたキャンプ桑江北側(38・4杉)で土壌汚染や米軍の廃棄物が見つかり、基盤整備事業中断後の経緯を説明。軍転法で特定跡地として4年6カ月間の給付金は支給されたものの、その後4年間収入は絶たれた上に、固定資産税を支払わなければならない地主の窮状を訴えた。

土地返還から使用収益が出る事業完了までの期間は、牧港住宅地区(那覇新都心地区(192杉)約19年、那覇空軍海軍補助施設(小禄金城地区(99杉)約12年。面積の大きい普天間飛行場(481杉)、牧港補給地区(273杉)は「これまでのペースでは20年以上かかる」と県は強

い危機感を持つ。

跡地法は使用収益が始まる時期を勘案し、給付金の期間延長も決まった。ただ、土地引き渡し後、「3年以内に土地区画整理事業の認可を受けた場合に限られる」とハードルもついた。

国も県も「跡利用を進めるためにインセンティブ(誘因)は必要だ」との認識で、引き渡しから3年以内の事業認可は可能と見る。

喜屋武茂夫土地連会長は、公有地の先行取得で5000万円の譲渡所得税控除が認められたことなど「地主の負担が小さくなる」と高く評価した。同時に「地主の高齢化で土地を分割して遺産分与するケースが増えている。合意形成と地域ごとの特色を生かした跡地利用計画作成が課題になる」と気を引き締める。

(政経部・知念清張)